

北上市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

北上市長 **市長署名**

北上市条例第24号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第29号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	手数料の金額		手数料を徴収する事項	手数料の金額	
[略]			[略]		
犬の登録	[略]		犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第1項の規定による犬の登録の申請があったものとみなされるものを除く。）	[略]	
[略]			[略]		
長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（ <u>新築基準</u> ）	[略]	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（計画の変更を含む。）の認定の申請	認定の申請の審査（ <u>新築に係るものに限る。</u> ）	[略]
	認定の申請の審査（ <u>増改築基準</u> ）	[略]		認定の申請の審査（ <u>新築に係る</u> ）	[略]

)			ものを除く。)	
	[略]			[略]	
[略]					[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表長期優良住宅建築等計画（計画の変更を含む。）の認定の申請の項の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月1日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、手数料を徴収する事項等について改正をしようとするものである。